

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人福田徹の上告趣意第一について

所論は、昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（以下「本条例」という。）は、集団示威運動等につき許可制をとつている点において憲法二一条、三一条に違反すると主張する。

しかし、本条例の許可制は、その実質において届出制と異なるところがない（最高裁昭和三五年（あ）第一一二号同年七月二〇日大法廷判決・刑集一四卷九号一二四三頁、昭和四〇年（あ）第一〇五〇号同四一年三月三日第一小法廷判決・刑集二〇卷三号五七頁参照）のであるから、所論は、前提を欠き、適法な上告理由にあたらぬ。

弁護人福田徹の上告趣意第二及び同今村嗣夫の上告趣意第一点の一について

所論は、憲法二一条、三一条違反をいうが、その実質は、本条例三条一項但書による許可条件違反の行進を指導した五条所定の罪の成否に関し、原判決の示した法律判断を論難する単なる法令違反の主張に帰し、適法な上告理由にあたらぬ。

弁護人小池健治の上告趣意について

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらぬ。

弁護人今村嗣夫の上告趣意第一点の二について

所論は、本件条件付許可処分は、条件付与の手續及びその内容のいずれにおいても憲法三一条、二一条に違反すると主張する。

しかし、本条例三条一項但書により付された各条件は、個々独立の意味を有し、個々に構成要件を補充しているものである、（昭和四五年（あ）第一四九五号同五

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、
主文のとおり決定する。

昭和五〇年一月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 本 林 讓

裁判官 岡 原 昌 男

裁判官 大 塚 喜 一 郎

裁判官 吉 田 豊